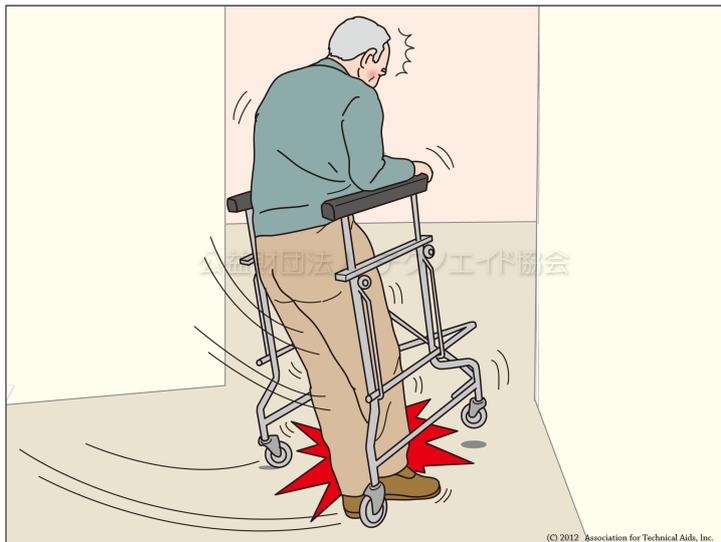


Case : 245

方向転換をしようとして、本体内で足がもつれ転倒しそうになる

場面の説明

進行方向を変えようと歩行車内で身体の向きを変えたところ、足がもつれて転倒しそうになった



利用シーン	 移動
主な利用場所	 廊下
介護保険の種目	 歩行器
分類コード (CCTA95)	120606 (歩行車)
介護テクノロジー	—
二次元バーコード	

解説

そもそも下肢の機能が歩行車を安全に利用できるレベルであったのかどうかを検討する必要がある事例です。機能的には問題がなかったとしても、床面の状況や回転しようとした場所の広さなどで方向転換のしやすさは変わってきますので、実際に使用する場面において適合を判断することが大切です。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

人：あわてて方向転換をしたので足がもつれてしまった

人：使用開始時の練習が不足していた

環境：利用者本人の立位、歩行機能を十分に評価し、安全な利用をアドバイスできる専門職が周囲にいなかった